

第425回（令和2年12月）

# 小野市議会(定例会)発言通告書



# 一般質問発言通告書

## 1 村本 洋子 議員

### 質問項目

第1項目 性的マイノリティに対する支援施策の推進について

第2項目 若い世代への結婚支援について

### 要点・要旨

#### 第1項目 性的マイノリティに対する支援施策の推進について

最近テレビや新聞で性的マイノリティ（性的少数者）の総称の一つである「LGBT」などの多様な性についての情報が取り上げられる機会が増えてきました。この「LGBT」とは、「レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境＝性別違和）」の頭文字をとって名付けられたものですが、性のあり方は「男性」「女性」というだけではなく、もっと多様であるという考え方が広がってきています。身体の性別、自認する性別、好きになる性別、表現する性別などの組み合わせによって一人ひとりの性のあり方は異なります。異性が好きな人、男女で結婚する人、性別に違和感を持ったことがない人なども含めて、性の問題はすべての人の生き方に関わる重要な事柄です。

「LGBT」の当事者が抱える同性カップルの悩みとして、急病時の病院での対応では、パートナーの病名や安否情報・治療内容の説明が受けられないことや部屋探しの際には、入居を拒まれたりするなど日常的に困難に直面する場面が多々あるようです。周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中で様々な困難を抱え、誰にも相談できずに孤立されていることもあります。

LGBT総合研究所が実施した国内最大規模の全国の20代～60代の約42万人に調査配信した「LGBT意識行動調査2019」ではLGBT性的少数者に該当する人は10%と判明、10人に1人の割合でした。

本人が告白しない限りその姿は見えづらく、正しい情報が伝わらないなど、制度や施策の対応は十分ではありません。しかし、基本的人権に関わる観点でもあることから、向き合わなければならない重要なテーマであると考えます。

このことから、性的マイノリティに対する取組について次の4点をお伺いします。

### (1点目) 性的マイノリティの悩みに対応した相談体制について

答弁者 市民安全部次長

性的マイノリティの方は、早い人では4歳ごろから自分の身体と性が違うことに悩み始めるといいます。当事者の多くは、自分らしく生きることを望みながら家族にもなかなか相談できずに一人で苦しむことが多く、性別の違和感について話せる仲間が欲しいと思う方もいます。

性的マイノリティの悩みは、本人だけでなく家族や友人も同じで、言いようのない辛さを味わいます。事業者が従業員から「性別を変えて生きていきたい」と言われ、その対応に苦慮する場合があります。こうした方々が悩みを相談できる窓口の設置が必要だと思います。電話や面談の相談に加え、当事者や家族らがより利用しやすいメールやSNSでの対応も不可欠です。そこで性的マイノリティの悩みを抱える本人や家族、友人、または事業所への相談体制と相談窓口の周知に対する取組についてお伺いします。

### (2点目) 性の多様性への理解を深める職員の研修について

答弁者 市民安全部次長

市の窓口には日常的に様々な方が手続きや相談に来られます。職員がLGBTについての正しい知識や、取り組むべき対応・姿勢を身につけるとともに、当事者が抱えている課題についても十分に理解し、適切に対応していくことが重要であると考えます。これまでどのような内容の職員研修を行ってきたのかお伺いします。

**(3点目) パートナーシップ制度等の導入について** **答弁者 市民安全部次長**

同性カップルを結婚相当の関係と公的に認めたり認証したりするパートナーシップ制度等については、研究を重ね丁寧に行っていくことが大切です。誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重し支えあえる、SDGsの誰一人取り残さない社会を実現するために、性的マイノリティに寄り添うまちづくりが重要です。そこで、パートナーシップ制度等の導入についての考えをお伺いします。

**(4点目) 小中学校での「LGBT」教育について** **答弁者 教育指導部長**

当事者が性的マイノリティであると自覚した時期については、小学校高学年から高校までにかけて集中しており、そのことを打ち明けた相手としては両親や担任の先生といった大人世代ではなく、同世代の友人が多い状況です。この背景の一つには、子どもは一番信頼できる存在でいてほしいと思っている大人に打ち明けることでこれまでの関係が壊れ、拒絶されることを恐れていることが考えられます。一方で、4割の生徒は誰にも打ち明けられていないようです。

学校には、自分の性自認や性的指向について悩む生徒が少なからずいます。そのような生徒が過ごしやすい環境の実現が不可欠と言えます。いじめや偏見に悩まず、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会を目指すには、学校教育でLGBTについての正しい知識を教えることが重要な時代となってきました。

平成27年4月、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通達が出されました。性別の違和感について、学校側が早く察知し学校における正しい理解や適切な対応の重要性が示されています。

学校のLGBT教育に求められるのは、悩む生徒が疎外感を抱かないように配慮した言動や、揶揄や笑いの対象にすべきではないこと、性的マイノリティに理解があることを伝えることです。

さらに多目的トイレの設置や水泳着、体操服、制服の自由化、宿泊学習でのお風呂など、性同一性障害に悩む生徒に配慮した取組も欠かせません。

無知から起こる差別を減らすためにも、多様な性を学ぶ学習機会を作り、多様な性が

尊重される学校の実現が望まれることから、学校現場における「LGBT」教育についての現状と考えをお伺いします。

## 第2項目 若い世代への結婚支援について

厚生労働省が発表した2019年の出生数は86万5千人で、前年比で5万3千人の減少、1899年の統計開始以来、初めて90万人を下回り過去最少を更新しました。本年1月から8月までの出生数は58万3千人で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年比1万3千人減少し、出生数の大幅な減少と少子化の加速が懸念されます。

また、近年結婚する男女の減少傾向も続いています。2019年は「令和婚」で1万2千組増えたものの、本年はコロナ禍で結婚式ができない、仕事が不安定になり収入が減少し、結婚を延期した等の声を聞いております。婚姻数減少の背景には、結婚や出産に対する考え方の多様化なども挙げられますが、実際には、経済的な理由が少なくありません。

国立社会保障・人口問題研究所が、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内の結婚の障害となる理由を調べたところ、結婚資金という回答が最多で、男性43.3%、女性41.9%あり、結婚のための住居という回答が、男性21.2%、女性15.3%、であります。さらにコロナ禍で、仕事が不安定になり、収入が減少している方も多く、先の見通しが立たない状況は、若者も決して例外ではありません。そこで、若い世代への結婚支援について次の2点をお伺いします。

### (1点目) 出生数、届け出婚姻数の減少について

答弁者 市民福祉部長

経済的理由などから結婚に不安を抱え、踏み出せない若者が多くなると、晩婚化の進行や生涯未婚率の増加の要因になっていきます。そこで、小野市の出生数、届け出婚姻数が年々減少していることについて、その要因をどのように考えておられるのかお伺いします。

**(2点目) 結婚新生活支援事業の活用について**

**答弁者 市民福祉部長**

新婚生活を経済的に支援するものに、結婚新生活支援事業があります。

結婚新生活支援事業とは、2016年から始まり、少子化対策の一環として、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活のスタートアップに係るコストを支援する地方自治体を対象に国が自治体の支援額の2分の1を補助するものです。経済的理由で結婚を諦めることがないように、結婚を希望する若者が希望する年齢で結婚を叶えられるように環境を整備することが重要という趣旨で実施されています。

対象世帯は夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下、かつ夫婦の合計所得が340万円（年収約480万円）未満の世帯、補助対象は住宅取得費用又は住宅貸借費用、引越費用で、補助上限額は一世帯当たり30万円（国が15万円）となっています。

現状は、全国の自治体の15%しか実施されておらず、要因の一つは自治体の負担が重いことです。現在、小野市においても実施されておられません。

内閣府は9月20日、結婚新生活支援事業の補助額を倍増、対象を拡大する方針を固めたと報道がありました。来年度から年齢条件を39歳以下に引上げ、世帯所得400万円（年収約540万円）未満に緩和、費用は補助限度額を60万円に倍増するものです。

結婚新生活支援事業は若者の結婚を後押しするとともに、新居を小野市に定めるきっかけになり、少子化対策としても大変有効であると思います。コロナ禍で補助金や支援金に関する情報には多くの方が注目されています。そこでこの結婚新生活支援事業を活用することについて、当局の考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 2 平田 真実 議員

### 質問項目

第1項目 学習障害を持つ子どもへの配慮について

第2項目 インターネットリテラシーの育成について

### 要点・要旨

#### 第1項目 学習障害を持つ子どもへの配慮について

小野市では、平成24年から特別支援学校にタブレット端末を導入し、一人ひとりに合わせた学習支援を研究、実践されてきました。GIGAスクールプロジェクトにより、今年度からは特別支援学校以外の小中学校でも1人1台端末が実現することになります。

令和2年度版障害者白書によると、令和元年5月時点、小中学校の特別支援学級の児童生徒は2.9%、通級による指導を受けている児童生徒は1.4%であるとのこと。通常学級においても、苦手分野以外の知的能力に問題が見られない、LDと呼ばれる学習障害を抱える子どもたちへの合理的配慮を含め、多様性を前提とした教育の提供が必要です。例えば、読みの困難を抱えるディスレクシアの子どもたちは、1文字を読むのに時間がかかる上、間違えることが多いために、読むことに疲れて意味を把握するまで至らず、語彙や知識が不足し、学業不振に陥ることが指摘されています。ICTをうまく活用した学習支援により、多様な子どもたちの可能性を大きく広げることが期待できる中で、次の2点をお伺いします。

**(1点目) 多様な見え方への配慮について**

**答弁者 教育指導部長**

色覚特性を持つ人に配慮したカラーユニバーサルチョークや、できるだけ多くの人が見やすいUDフォントの利用をはじめとした、学校生活における子どもたちの見え方への配慮について、小野市の取組をお伺いします。

**(2点目) G I G Aスクールプロジェクトによる学習環境の変化について**

**答弁者 教育指導部長**

多様な子どもたちの個別最適化を図るためには、I C T機器の利用のしやすさ、アクセシビリティを向上させることも重要です。G I G Aスクールプロジェクトの推進により、1人1台のI C T機器を活用することで、学習障害を持つ子どもたちの学習環境がどのように変わるのかお伺いします。

**第2項目 インターネットリテラシーの育成について**

**答弁者 教育指導部長**

I C Tを活用した学習支援が充実していく中、子どもたちのインターネットリテラシーが育っていないと、保護者が把握できていないインターネットの中で、子どもたちが様々なリスクに対処できず、トラブルに巻き込まれたり、加害者となってしまったりする可能性があります。本年5月の第421回臨時会の質疑において、「I C T教育に頼り過ぎないようにスマホなどとの付き合い方には留意しつつも、メディアリテラシーの育成を進めることは重要であると川島教授よりご助言頂いている」とのご答弁がありました。小野市では、脳科学の知見に基づき、「スマホ・携帯・ゲーム・テレビは1時間以内にしよう」などの発信をして頂いています。情報モラル教育の視点からは、「時間の制限」ということだけではなく、ツールであるI C T機器をどう利用するか、利用内容がますます重要になってくると考えます。メディアリテラシー教育の一つの要素であるインターネットリテラシー教育を、どのように展開していかれるのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 3 藤原 貴希 議員

### 質問項目

#### 第1項目 予防医療戦略の現状と今後の展開について

### 要点・要旨

#### 第1項目 予防医療戦略の現状と今後の展開について

厚生労働省発表の、令和元年度の国民健康・栄養調査結果の概要によると、「糖尿病が強く疑われる者」は男性19.7%、女性10.8%、「収縮期（最高）血圧が140mmHg以上の者」は男性29.9%、女性24.9%であり、いわゆる生活習慣病患者の多さを示しています。

また、令和元年度の人口動態統計によると、全死因のうち悪性新生物（腫瘍）つまりがんによる死亡は27.3%で死因の第1位であり、次いで心疾患が15.0%で第2位、脳血管疾患が7.7%で第4位となっており、5大生活習慣病のうちのこれら3つの疾患の合計で全死因の50%を占めています。

我が国における予防医療戦略に関しては、平成25年4月から適用されている第二次健康日本21の方針の中で次のように述べられています。「がん、循環器疾患、糖尿病およびCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する」。つまり、病気を未然に防ぐ一次予防に重点を置きながら、病気の早期発見、早期治療により重症化を防ぐ二次予防にも力を入れるということです。

小野市においては、今年度から、二次予防にあたる胃・肺・大腸がん検診に関して節目年齢の方を対象に無料クーポンを配布するなど、市長の施政方針である「予防医療の無料化」を少しずつ押し進めておられます。

また、令和元年の第417回定例会において、予防医療戦略を推進する上で、私は予防医療に対する市民の意識改革が重要であり、そのために子どもの頃からの予防医療に関する教育、意識づけが必要であると述べさせていただきましたが、当局においても同じ認識であることを確認いたしております。

小野市における予防医療戦略はまだ始まったところであり、市民の健康寿命延伸のために今後の展開は非常に重要なものと考えられるため、次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 予防医療戦略の検討状況と今後の展開について**      **答弁者 市民福祉部参事**

庁内で「健康未来ONOプロジェクトチーム」を作り、予防医療戦略に関して検討されていたと伺っておりますが、検討状況及び今後の展開についてお伺いします。

**(2点目) 糖尿病に係る有所見率の上昇について**      **答弁者 市民福祉部参事**

小野市国民健康保険第2期データヘルス計画によると、糖尿病に関連する血液データであるHbA1cの有所見率は上昇傾向にあり、メタボ該当者及びメタボ予備群も増加傾向にあります。この増加の要因についてどのように分析しておられるのかお伺いします。

**(3点目) 子どもたちへの予防医療教育について**      **答弁者 教育管理部長**

学校教育の中で子どもたちへ予防医療に関する教育を行うことについてどのように考えておられるのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 4 高坂 純子 議員

### 質問項目

第1項目 太陽光発電のあり方について

第2項目 地域で支える外国人について

### 要点・要旨

#### 第1項目 太陽光発電のあり方について

福島第一原発の事故を受け「再生可能エネルギー法」が成立し、電力の固定価格買い取り制度（FIT制度）がスタートしました。国が推奨していることにより、太陽光発電施設の建設が全国で進み、今でも多くの開発が行われています。それによって自然破壊や住環境の悪化、さらには災害の発生につながるなど多くの問題が生じています。

小野市内を見ても休耕田や空き地を利用した小規模な太陽光発電施設が点在しています。私は平成28年の第402回定例会、平成30年の第413回定例会においても太陽光発電についての質問をいたしました。

その間に兵庫県では、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」が制定され、事業区域面積が5,000㎡以上あれば届け出が必要となりましたが、小野市においては届け出の基準を要望により1,000㎡以上とし、近隣他市よりも厳しくしています。しかし、住民の方の健康被害やトラブルも後を絶ちません。

民と民の相互理解という難しい問題ではありますが、私たちがもっと関心を持ち、私たちの問題として取り組むべきと考え、太陽光発電のあり方について次の2点をお伺いします。

**(1点目) 小野市内の太陽光発電施設の設置状況について** 答弁者 地域振興部長

2年前の第413回定例会において、一度、設置状況を確認いたしておりますが、その後の小野市内における太陽光発電施設の設置状況についてお伺いします。

**(2点目) 太陽光発電施設設置に対する規制について** 答弁者 地域振興部長

県条例の太陽光発電施設の設置基準に「動植物」の項目が追加されました。本年4月1日以降に事業計画届出書を提出する場合は「環境影響評価に関する条例」または「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」に基づく自然環境調査を実施の上、「環境影響評価書」または「調査結果報告書」の添付が必要となるなど、自然環境保護の観点からの規制がとられています。これはひとつの取組例ではありますが、増え続ける市内における太陽光発電施設整備の際においても、何らかの規制を設けられないか、当局の考えをお伺いします。

**第2項目 地域で支える外国人について**

答弁者 市民安全部次長

昨年度、国の出入国管理法改正に伴い、外国人労働者の受け入れが拡大しました。小野市も例外ではなく昨年と比べて大きく増加し、10月末現在で899名の外国人が住んでいます。永住者やその家族のほかに、技能実習生と呼ばれる3年から5年の間、派遣された企業で働く若い世代が多くを占めています。派遣先の企業は組合などを通じて日本語や文化、ルールなど生活面で困らないようにサポートされていますが、充分でないように思われます。

先日ヒューマンライフグループが技能実習生と共に人権学習用に作成した「かんしん」というビデオを拝見しました。町内に住む外国人がゴミの日の掃除のやり方を通して交流が始まり、町内の一員として溶け込んでいったというものです。日本はグローバル化したと言われる中、まわりの外国人に対しては、つい偏見や先入観で距離を取ってしまうのではないのでしょうか。

今後増えてくるであろう外国人にも「住むなら小野」と思ってもらえるように外国人

を地域で支えることが必要になってくると思います。

例えば、先月人権学習の取組の一環として東本町ふれあい交流会が行われ、外国人の方を招いて楽しい時間を過ごされていました。外国人の方には国際交流協会による支援だけではなく、こういった地域の方々と移り住まれた外国人の方々との相互の先入観や偏見など垣根を取り除くような取組を各地域に広げていくことも大事だと考えます。人権版の“きずなづくり事業”として各自治会における取組を支援していくことについて当局の考えをお伺いします。

また、地域拠点となっているコミセンにおいても、人権啓発員が配置されています。人権啓発員が中心となり、地域住民と外国人との橋渡しの役割を担っていくことも必要であると思いますが、各コミセンにおいて同様の取組を展開していくことについて当局の考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 5 河島 泉 議員

### 質問項目

#### 第1項目 安全安心パトロールの取組の拡充について

### 要点・要旨

#### 第1項目 安全安心パトロールの取組の拡充について

小野市では平成15年3月制定の小野市生活安全条例の目的達成のため、平成16年に市民安全部ができ、同時に児童・生徒の保護活動、声かけ見守り活動、地域ぐるみの地域安全活動を重点とした、現在警察OB15名と8台のパトロールカー(青パト)で巡回する安全安心パトロールが始まりました。小野市内を7地区に分け、2名1組の地区担当者が関係機関と情報共有し、また、地域で巡回パトロールをしながら広報活動を実施しています。そこで次の2点についてお伺いします。

#### (1点目) 児童の登校時の通学路における安全確保について

答弁者 市民安全部次長

現在、各学校の下校時には、安全安心パトロールを実施していただいております。朝の登校時については児童の保護者、地区役員、ボランティア等の当番などで見守り活動を実施されていますが、4月の新学期のみ実施されている登校時の安全安心パトロールを通年で実施していただく考えはないのかお伺いします。

**(2点目) 高齢者宅への声かけ訪問について****答弁者 市民安全部次長**

日頃より声かけ見守り活動の一環として、屋外でグラウンドゴルフなどの活動をしている高齢者に対しては声かけや、安全講習会などをさせていただき、ありがたいとの声を耳にします。しかしながら、家にこもりがちな高齢者については、地区の民生委員の定期訪問や、郵便局との連携なども行われていますが、一回でも多くの訪問があれば、本人はもちろんのこと地域の方々も遠く離れている家族も、より安心することができます。

そこでパトロールをより進歩させて、「一言訪問」という形で高齢者宅を訪問することについて当局の考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 6 河島 三奈 議員

### 質問項目

第1項目 市内観光施設の詳細な案内看板の設置について

第2項目 らんらんバスの現状と今後の増車計画について

### 要点・要旨

第1項目 市内観光施設の詳細な案内看板の設置について 答弁者 地域振興部長

これまで市内のイベントなどに参加して、もう少し詳細な案内看板があればと感じることがあります。例えば、神戸電鉄小野駅西側から好古館に向かうとき、好古館そのものは駅から見えていますので施設までの方向はわかるのですが、歩道橋を使ってまっすぐ行けば好古館の入り口にたどり着く一方で、交番横の坂道を歩き、途中の階段を上ってしまうとお茶室の前にたどり着いてしまいます。結果的にはすぐ近くに好古館の入り口があるので来館者にはそう大きな負担を与えることはないのですが、ルートの途中で「好古館入り口はこちら」といったような少し気配りの利いた小さな看板の設置があればありがたく感じるがあります。

市外から来られる方にとって施設の場所自体は、今ではスマホやカーナビなどで、どなたでもわかる時代になっていますが、施設の入り口や受付場所はどこか、駐車場はどこか、トイレはどこかといったような少し気配りの利いた小さな案内看板があればより便利に感じるがあります。

好古館に限らず、市内の観光施設等において、地図上では把握できない、より細やかな配慮をした案内看板の設置をすることについて、当局の考えをお伺いします。

**第2項目 らんらんバスの現状と今後の増車計画について**

この新型コロナが一定の収束を迎え、人の外出が増加していくとすれば、市民の足であるらんらんバスの更なる利便性の向上を求めたいところです。

らんらんバスは、平成16年1月に福祉政策の一環として3台で運行開始してから、順次バスを増車され、(平成24年3月1台、同10月1台、平成28年1月2台、平成29年9月1台)現在は8台、11ルートで市内全域を運行されています。また、11月上旬にはらんらんバスのワーキング会議を市内各所で開催され、利用者である市民の声を反映した利便性向上に取り組まれていると聞き及んでおります。

コロナ禍以前においては、利用者は年々増加しており、かねてより「利用者が増えればバスも増やす」との考えをお答えいただいているところでありますが、らんらんバスの現状と今後の増車計画について、次の2点をお伺いします。

**(1点目) らんらんバスの利用状況について****答弁者 小林副市長**

昨今のコロナ禍において、利用者数は減少傾向にあると思われませんが、前年度と比較したらんらんバスの利用状況をお伺いします。

**(2点目) 今後の増車計画について****答弁者 小林副市長**

利用者の現状は、コロナ禍の影響で減少傾向にあると推測する中で、少子高齢化等の進展を踏まえた利用者視点においては、らんらんバスの果たしうる役割はますます高まっていると考えます。つきましては、コロナ禍による利用状況等を踏まえた今後の増車計画についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 7 岡嶋 正昭 議員

### 質問項目

第1項目 雨水排水計画について

第2項目 小野市内における農地の維持管理について

### 要点・要旨

#### 第1項目 雨水排水計画について

防災マップは、1000年に一度の豪雨を想定した防災対策として作成されていますが、近年の全国各地における降雨状況を目にしますと、想定外のことばかりでなすすべもない状況にあります。

小野市においては今のところ豪雨による甚大な被害はありませんが、今後どのような災害が発生するかはわかりません。

現在、垂井町内において垂井南地区土地区画整理事業が行われており、小野南中学校も現地での改修工事に着手しています。また、大島町では一級河川加古川の支流での内水による浸水被害も想定されています。

本年5月に中島町に新庁舎が完成し、今後は、この新庁舎を中心とした新しいまちづくりが展開していくものと考えますと、従来からの雨水排水計画を根本から見直していかなければならなくなっているものと考えますが、次の2点についてお伺いします。

**(1点目) 一時貯水の効果について****答弁者 地域振興部長**

河合地区において“田圃ダム”を試験的に取り入れられていましたが、これらの効果についてどのように捉え、また、台風接近時等にため池の貯水量を事前に調整することについてどのように考えておられるのかお伺いします。

**(2点目) 市街地における雨水排水計画について****答弁者 水道部長**

市街地における雨水排水は、大きくは、まずは大池へ流入した後、万勝寺川へ排水されるもののほか、県道18号線(神戸電鉄鉄橋付近)及び市道101号線から中山橋下流へ排水されています。

現在の降雨量からしてこのまま既存の排水設備で大丈夫なのか、また、小野市での新市街地の拡大等を見据えて排水計画をどう見直していくのかお伺いします。

**第2項目 小野市内における農地の維持管理について**

刈り取りの終わった市内各地域の農地を見渡しますと、刈り取り後の農地が広々と広がっている一方、耕作放棄地があちこちと目につきます。セイタカアワダチソウをはじめ多くの雑草が生い茂り、手の付けられないような状況になっているように思われます。

美しい瑞穂の国土での稲作をはじめとした農業経営でありましたが、近年の農業離れのスピードから推察しますと、このような状況を早い時点で食い止めていかなければ再生が非常に難しいと思います。

そこで次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 耕作放棄地等について****答弁者 地域振興部長**

雑草が茂り、セイタカアワダチソウ等が繁茂している耕作放棄地やため池の堤体の維持管理について、当局の考え方を伺います。

**(2点目) 農機具の貸出について**

**答弁者 地域振興部長**

多くの農業者(兼業農家)は、農業への意欲はあるものの農業機械の更新ができずに、農業へのかかわりをあきらめざるを得ない方も多くあるように思います。耕作面積からしても中古機械であれ、新たに購入する負担が大きすぎるのが現状で離農へとつながってしまっています。

そこで元気な高齢者の活動の場の提供の意味も込めて、農業機械の貸出について考えられないか当局の考えをお伺いします。

**(3点目) 有害鳥獣に対する被害低減について**

**答弁者 地域振興部長**

農地の活用では、稲作や裏作としての麦作、また、野菜栽培等の畑作にとそれぞれ努力をされているところでありますが、最近の有害鳥獣被害の状況ではこれら耕作意欲をそがれてしまうことになりかねないと感じています。

今後の有害鳥獣被害低減に向けた取組について、当局の考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 8 藤原 章 議員

### 質問項目

- 第1項目 新型コロナから市民を守る施策について
- 第2項目 生活福祉資金特例貸付制度と生活保護について
- 第3項目 技術・技能を顕彰する制度の創設について

### 要点・要旨

#### 第1項目 新型コロナから市民を守る施策について

新型コロナは衰えることを知らず「GoToキャンペーン」や「寒さ」とともに第3波を迎えたようで、兵庫県を含めて1日の感染者数が過去最高を日々更新する自治体が続出しています。インフルエンザも流行する時期になり、一層の個人の自覚と政治の適切な対応が求められていますが、新型コロナが長期化する中で、暮らしの面でも今までの対策の継続と充実を図ることや、状況をよく掌握して、新たな対策を講じることが求められています。そうした立場から次の4点についてお伺いします。

#### (1点目) 離職者等生活支援給付の再開について

答弁者 地域振興部長

本年6月の第422回定例会で決定した「離職者等生活支援給付金給付事業」(新型コロナの影響で雇用されていた方が離職した場合、または令和2年度の就職内定を取り消された方に、生活支援給付金10万円を支給する事業)は大変良い施策だと思っています。対象期間が緊急事態宣言中の4月から6月となっており、申請は8月末で締め切られていますが、この期間の実績についてお伺いします。

また、7月以降も新型コロナの影響は続いていますので、7月以降も対象に加えて事業を再実施するべきだと考えますが、当局の考えをお伺いします。

**(2点目) 外国人労働者の解雇等の対応について**

**答弁者 地域振興部長**

外国人労働者が新型コロナで解雇された場合の対策はどうなっているのか、行政としての相談機能や対応策はあるのかお伺いします。

**(3点目) 子どもの特別定額給付金について**

**答弁者 市民福祉部長**

国の1人10万円の特別定額給付金は4月27日が基準日になっており、それ以降に出生した子どもには支給されていません。いま近隣自治体も含めて、各地の自治体で基準日以降に生まれた子どもにも10万円を支給する動きが広がっていますが、小野市でも子どもに対し、特別定額給付金を支給する考えはないのかお伺いします。

**(4点目) 中小零細企業や個人事業の倒産・廃業防止対策について**

**答弁者 地域振興部長**

緊急事態宣言を受けて苦境に立った中小零細企業や個人事業主に対して、国は持続化給付金等で支援してきました。また小野市も国の支援の対象にならなかった事業者にも中小企業者等持続化支援金を創設し、支援してきました。これは一定の役割を果たしてきたと考えますが、新型コロナが長期化する中で、事態は深刻になっているのではないかと心配します。何か支援策を考えておられるのかお伺いします。

**第2項目 生活福祉資金特例貸付制度と生活保護について**

新型コロナの影響で日本経済は大きく落ち込み、大企業の業績悪化や、中小企業の倒産が報道されています。零細企業や個人事業ではさらに深刻な状況と見られますが、一番心配なのは職を失い、生活に困る人達が増えることです。いったん職を失うと、現状ではなかなか再就職は難しいのではないかと、生活困窮が広がるのではないかと心配しま

す。政府は生活困窮者には生活福祉資金特例貸付制度を活用するよう呼び掛けていますが、最悪の場合、生活保護に頼らざるを得ない状況も生じてくると思います。そこで、次の2点についてお伺いします。

**(1点目) 生活福祉資金特例貸付制度について**

**答弁者 市民福祉部長**

新型コロナの影響により、収入の減少があった世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について特例措置が設けられたと聞いておりますが、その内容と小野市の利用状況をお伺いします。

**(2点目) 生活保護について**

**答弁者 市民福祉部長**

生活が困窮した場合、最終的には生活保護が役割を果たすべきだと思いますが、現在の生活保護は認定に当たって近親者の支援、財産状況、車の有無など細かいところまで国に規定されており、簡単ではありません。もっと改善してほしい、もっと弾力的に運用できないかと思いますが、特に新型コロナで生活が困窮し、やむなく生活保護を申請するような場合に障害になるのは自動車の所有が認められないことだと思います。新しい仕事を見つけて一刻も早い立ち直りを促すためにも必要と判断される自動車の保有を認めるべきではないかと思います。その他の生活保護の認定基準についても、新型コロナという特殊な事情を踏まえて、弾力的な運用を図るべきだと思いますが、当局の考えをお伺いします。

**第3項目 技術・技能を顕彰する制度の創設について**

**答弁者 地域振興部長**

今回の新型コロナ騒動は日本社会の様々な弱点をあぶり出していますが、その1つに経済の脆弱性があると思います。大企業中心・利潤第一の経済構造、安い労働力を求めての海外進出、マスクのように安ければいいということで国内生産を止めて海外から輸入すればいいという考え方、こうした経済構造と理念が決して万全なものではなく、大変もろく、いったん事があれば社会に大きな混乱と不安を与えるということを示したと

思います。今は改めて、規模は小さくても優れた技術・技能をもって社会に役立つ品物を作り出したり、サービスに従事されている方々の生き方に光を当てる時ではないかと思えます。技術・技能でお仕事をされている皆さんの暮らしが立ち行くように支援する施策、また若い人達がどこかに就職するだけでなく、技術を身につけて生きていく生き方を応援する施策を充実することが重要だと思います。

小野市では地場産業のそろばん・木工や金物をはじめとして、建築・建設関係、理容・美容、印章彫刻、和・洋裁、菓子製造など、いわゆる“職人技”をもって「なりわい」とされている方々がたくさんおられます。その技術・技能は日本の文化を支える土台でもあります。こうした優れた技術・技能を顕彰することによってその生きざまと功績を讃えるとともに、そのことを通じて若い人の入職を促し、技術の伝承と新しい感覚を生かした新規事業の開拓を図ることは、地域に真の活力と魅力を生み出す力になると考えますが、小野市流の顕彰制度を作る考えはないのかお伺いします。